

令和4年第3回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月25日（金）

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5) 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について
- 6) 議案第6号 農地賃借料情報について
- 7) 専 決 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用に関する専決について
専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他
5. 閉 会

農業委員

出席委員 14名

1 番	井 上 清 一 君	2 番	加 藤 互 君
3 番	増 田 隆 司 君	4 番	今 野 秀 明 君
5 番	増 山 貞 男 君	6 番	山 崎 勝 義 君
7 番	間 中 健 太 郎 君	8 番	濱 田 茂 君
9 番	金 子 康 敬 君	10 番	戸 賀 崎 邦 雄 君
11 番	関 根 高 雄 君	12 番	宮 田 邦 子 君
13 番	後 藤 勇 君	14 番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1 番	栗 原 勇 君	2 番	鈴 木 徳 男 君
3 番	國 井 茂 君	4 番	張 ヶ 谷 一 郎 君

5 番	岩	浪	一	宏	君
7 番	石	塚	正	弘	君
9 番	鈴	木	和	雄	君
1 1 番	上	原	一	夫	君

6 番	高	野	清	美	君
8 番	日	下	部	敏	男
1 0 番	田	中		均	君
1 2 番	木	村	忠	由	君

欠席委員 な し

事務局

事務局長	田	原	和	明
書 記	小	林	照	敦

局 次 長	宇	佐	見	毅
書 記	杉	江	一	真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。町も、コロナがようやく徐々に減少傾向になっているということでございます。公共施設等の利用も一部戻っているという状況でございますけれども、今日、今年度の最後の農業委員会ということで、推進委員さんにもお集まりいただきでございます。これまで人・農地プランの推進ということで、全体のワークショップ、また各地域において役場にご足労いただき、地域の課題等、いろいろ検討していただき、大変ありがとうございます。

それでは、会長の挨拶からということで、よろしくお願いいたします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。今日は全員ご参加をいただきまして、ありがとうございます。今、局長から話がありましたとおり、第2回のワークショップを地域別に3月開催したわけでございます。地図がもうそろそろでき上がってくるのかなという感じはしているのですが、地域によっては若干差がございますので、焦らずにお願いをして、立派な地図ができればいいかなと思っております。大変ご苦労さまでございます。

また、新型コロナもまん延防止が解けましたけれども、昨日あたり見ますとまた東京が少し増え始めていると。まだまだ先が見えない状況下でございますが、桜の花が咲きますと同時に、今度は農家も忙しくなってくる時期でございます。もうそろそろ種を浸して種まきの準備をする方、既に種をまいた方。その間に雨が降ったり雪が降ったりということで、いつも大体3月、4月にはこういうのがあります。私も十二、三年前、4月8日に雪が降りまして、慌てて育苗ハウスに反射型の暖房機を3台ぐらい設置したのですが、全然温度は関係ないですね。大型の暖房機ではないと全然駄目でした。そういうことで、自然にはなかなか勝てないところでございますけれども、今後農家が忙しくなりますけれども、農家の事故のないように、ぜひお願いしたいと思っております。

今日は議案が多いので、不思議に私思っていたのですが、都市計画法が4月から変わるので、特に5条は申請件数が多かったかなと感じております。スムーズな議事が進行するようにお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。今日は大変ご苦労さまです。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第3でございます。議題に入ります。

それでは、会長の進行の下、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、議案に入りたいと思います。着座のまま進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字清地字丑癸〇〇〇〇番、田、611㎡。譲渡人、本郷、〇〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇。面積6アール。労力2人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1については、〇〇氏が経営拡大のため、農地を取得するものでございます。〇〇氏は、個人名義の農地としては今回の申請地のみであります。株式会社〇〇〇〇〇〇取締役社長として、堤根地内に9反、幸手市に0.5反を利用権にて借りております。こちら堤根の圃場につきましては、今月以内に敷地を完了し、4月中に幸手の圃場に

あります約3,000本のブルーベリー等の苗を運び込んで果樹園をスタートさせる予定でございます。幸手の圃場につきましては、現在利用権を結んでいる形でございます。こちら今回の申請地につきましては、30本のイチジクの木を定植する計画でございまして、永年作物となるイチジクの木を今回定植することから、利用権では地権者の理解を得ることが困難であると判断いたしまして、株式会社〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人ではありませんので、代表であります〇〇〇〇の名義で今回申請になりました。

なお、こちらにつきまして、農地法施行令第2条第3号第1項に、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められることという例外規定がございます。今回イチジクということで、小面積で高収益を得ることができる農業経営であることから、こちらが適用すると判断しております。

事務局の説明は以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員○番 議案第1号、3条の所有権移転について調査報告いたします。

譲受人、〇〇〇〇さん、それから譲渡人が〇〇〇〇〇〇さんでございます。譲受人の〇〇〇〇さんとは3月19日に電話にて確認をいたしました。現在、杉戸町堤根に9反の農地を借地しまして、今年4月より3,000株のブルーベリーを幸手から持ち込み栽培をすると、そのような話でございました。このブルーベリーのジェラートの販売を将来的に考えていると、そのようなことです。

それから、春日部市内に1万6,000㎡の農地を取得する計画があり、将来につきましては〇〇〇〇〇〇の果樹園として経営を拡大し、ジェラートやジャム等の販売を行って収益を上げていきたいと。その一環として、今回の清地地内の601㎡の農地の取得を、イチジク30本の栽培を行いまして、小面積ではありますが、高収入を得る果樹園経営を目指していくということでございます。

また、譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんとは3月21日に電話にて確認をいたしました。高齢で困っていたところ、このような話があり、譲渡に至ったということでございます。

なお、調査項目につきましては、問題はありません。よろしく審議のほどお願いします。

○会長 ありがとうございます。調査報告は終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、ナンバー2に入りますが、譲受人が〇〇委員が該当しております。暫時の間、退席を求めます。採決が終わるまで、〇〇委員、退席をお願い申し上げます。

〔農業委員○番 〇〇〇〇委員退席〕

○会長 それでは、議案第1号、ナンバー2—1から2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー2—1、大字椿〇〇〇番〇、田、2,800㎡。ナンバー2—2、同じく〇〇〇番〇、畑、1,156㎡。合計3,956㎡。譲渡人、椿、〇〇〇〇。譲受人、椿、〇〇〇〇。面積283アール。労力3人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2—1から2—2については、〇〇氏が経営規模拡大のため、申請地を取得するものでございます。〇〇

氏はトラクター等の農機具を所有し、農業経営は3人で行っております。通作距離につきましては、自宅から徒歩1分の距離でございます。申請地は、大字椿地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員○番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、3月19日9時過ぎに、譲受人の〇〇〇〇さん、それから譲渡人の〇〇〇〇さん、両人と直接お会いして、確認してまいりました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、高齢のため、また農機具等も使用不能になり、今後の営農ができなくなってしまったため、隣接する譲受人の〇〇〇〇さんに話したところ、隣地である経営面積を拡大したいと考えていたこともあり、今回の話になったとのこと。農業経営は、3人で行っているとのこと、事務局の説明どおり、農機具もそろっております。

調査5項目につきましても問題ございませんでした。

以上で報告終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○会長 ご苦労さまでございました。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第1号、2—1から2—2、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員。

可決承認いたします。

〇〇委員、どうぞ。

〔農業委員○番 〇〇〇〇委員入場〕

○書記 ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。議案第1号、ナンバー3—1から3—9、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー3—1、大字北蓮沼〇〇〇番、田、1,612㎡。ナンバー3—2、同じく〇〇〇番、田、1,022㎡。ナンバー3—3、同じく〇〇〇番、畑、62㎡。ナンバー3—4、同じく〇〇〇番、畑、312㎡。ナンバー3—5、同じく〇〇〇番、畑、311㎡。ナンバー3—6、同じく〇〇〇番、畑、84㎡。ナンバー3—7、同じく〇〇〇番〇、田、1,961㎡。ナンバー3—8、大字才羽〇〇〇〇番、田、1,413㎡。ナンバー3—9、同じく〇〇〇〇番、田、2,195㎡。合計8,972㎡。譲渡人、越谷市被相続人、〇〇〇〇〇、相続財産管理人、〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇。面積209アール。労力2人。取得理由、経営拡大。

ナンバー3—1から3—9につきましては、〇〇氏が経営拡大のため、申請地を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具を所有し、農業経営は2人で行っております。通作距離につきましては、自宅から車で約30分の距離でございます。申請地は、大字才羽地内の〇〇〇〇の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員○番 それでは、報告させていただきます。

また、調査項目については、問題はございませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

○会長 それでは、採決に移ります。

〔賛成者挙手（全員）〕

可決承認いたします。

ナンバー 1、事務局の説明をお願いします。

ナンバー1につきましては、農振農用地区域外でございます。昭和45年当時の航空写真で農家住宅敷地として利用されていることが県春日部農林振興センターにて確認されましたので、追認により認められます。また、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でございます。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

申請人の〇〇〇〇さんにつきましては、ご自宅に不在がちということで、代理人の〇〇〇〇〇〇〇〇代表の〇〇様と去る18日に電話にて確認をさせていただきました。この土地は昔から自宅が建っておりまして、〇〇さんがご不在ということで、売買を検討しておりましたところ、地目が畑になっており、地目変更したいということの申請でございます。詳細等につきましては、先ほど事務局で説明のあったとおりでございます。

それでは、この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字倉松字雷電〇〇〇番〇、田、331㎡。譲渡人、京都府京都市、〇〇〇〇。譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー1つきましては、譲受人であります〇〇氏が自己用住宅として利用するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所については、大字倉松地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇委員をお願いします。

○農業委員〇番 それでは、調査報告をいたします。

23日の午前中でございますが、譲渡人の〇〇〇〇さん、この方京都ということで、遠方でございます。当該近くに住んでおりますいとこさん、〇〇〇さんという方ですが、そちらの方にお会いいたしまして、お話を伺ってまいりました。現地については、先ほど言いましたように、事前に確認をいたしております。所在土地は親からの相続地ということでございまして、相続人は遠方にいるため、管理もできないということで、先ほど言いました、いとこの〇〇〇さんが管理をしているという状況でございます。このようなことから、かねてより土地の売却を不動産会社へ依頼しておりまして、このたび購入者が現れたので、売却するというところでございます。

一方の譲受人、〇〇〇〇さんにつきましては、これは役場の入り口のすぐそばでございますが、現在両親と同居しているというもので、将来を考えますと、子供2人、5歳、3歳でございますが、大きくなって、今後住まいが手狭になるということでございます。近隣での住居物件を探しておりましたところ、幸いにも不動産会社から土地を紹介されたので、自己用住宅を建設すべく、購入することとしたものでございます。

調査5項目については問題ございませんので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。ありがとうございました。

これつきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー2、大字下高野字熊之面〇〇〇番〇、畑、360.69㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇。譲受人、杉戸6丁目、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー2につきましては、譲受人であります〇〇氏が自己用住宅として利用するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域の第2種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画については、融資により計画をしております。場所については、大字下高野地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員〇番 調査報告いたします。

譲受人の〇〇さんにつきましては、3月19日に電話にて確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり、住宅を建築するということで間違いございません。

なお、譲渡人の〇〇さんにつきましては、同日現地にて立ち会いまして、内容を確認させていただきました。相続を受けた土地でございまして、会社勤めのために耕作、管理ができないということで、今回譲渡するという事になったそうでございます。

なお、調査5項目につきましては問題ございませんでした。

以上で報告終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。いいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー2、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、3—1から3—7、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー3—1、大字本島字二本木〇〇〇番〇、畑、485㎡。譲渡人、本島、〇〇〇〇。ナンバー3—2、同じく〇〇〇番〇、畑、416㎡。本島、〇〇〇〇。ナンバー3—3、同じく〇〇〇番〇、畑、282㎡。本島、〇〇〇〇。ナンバー3—4、同じく〇〇〇番〇、畑、247㎡。本島、〇〇〇〇。ナンバー3—5、同じく〇〇〇番〇、畑、303㎡。本島、〇〇〇〇。ナンバー3—6、同じく〇〇〇番〇、畑、289㎡。本島、〇〇〇〇。ナンバー3—7、同じく〇〇〇番〇、畑、313㎡。本島、〇〇〇〇。合計2,335㎡。譲受人、蓮田市、有限会社〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建て売り住宅。ナンバー3—1から3—7につきましては、譲受人であります有限会社〇〇〇〇〇〇が建て売り住宅〇棟を建築するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域の第2種農地です。農地転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金及び融資により計画しております。場所については、大字本島地内の〇〇〇〇南側付近でございます。

以上でございます。

○会長事務局の説明が終わりました。

○農業委員○番 議案第3号、3—1から3—7につきまして調査報告をいたします。

また、譲渡人につきましては〇件ございますが、それぞれ3月19日、21日、24日と聞き取りを行いました。事前に住宅会社より個々に分譲住宅の経過を知らされ、今後耕作ができなくなるということが予想されたので、この〇件の家の方につきましては譲渡することを決断したと、そのようなことでございます。

○会長 調査報告が終わりました。ありがとうございました。

「なし」と言う人あり

議案第3号、ナンバー3-1から3-7、賛成の方は挙手をお願いします。

○会長 全員賛成。

続きまして、同じく議案第3号、4-1から4-4、事務局の説明をお願いします。

以上でございます。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

譲渡人の〇〇様につきましては、遠方でございますので、電話にて確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり、遠方でありますので、耕作できないということから、今回の譲渡にすることにしたそうでございます。

なお、同じく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、この方につきましては、3月20日、現地で確認をさせていただきました。やはり耕作ができないということで、たまたまこちらの不動産屋さんに売買をするということにしたそうです。

– 10 –

なお、調査5項目につきましても問題ございませんでした。

以上で報告終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、4―1から4―4、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、5―1から5―3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー5―1、大字堤根字前島〇〇〇〇番〇、畑、786㎡。ナンバー5―2、同じく〇〇〇〇番、畑、628㎡。ナンバー5―3、同じく〇〇〇〇番、畑、200㎡。合計1,614㎡。譲渡人、堤根、〇〇〇〇。譲受人、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建て売り住宅。ナンバー5―1から5―3につきましては、株式会社〇〇〇〇が建て売り住宅〇棟を建築するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用に伴い、周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われまゝ。資金計画につきましては、融資で計画しております。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を〇〇委員をお願いします。

○農業委員〇番 調査報告をいたします。

去る19日、現場を確認しながら、譲渡人の〇〇〇〇様に直接お会いしてきました。以前父親が耕作をしており、亡くなり、私が相続しましたが、私は農家をやれないということで、ぜひ譲渡したいということだそうです。なお、譲受人の株式会社〇〇〇〇代表の〇〇社長と、これも19日に電話にて確認させていただきました。〇区画、〇棟ずつの合計〇棟の建て売りを計画しているということで、先ほどの事務局の説明どおりでございます。

なお、調査5項目につきましては特別問題ございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑を受けますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移りますが、よろしいですか。

議案第3号、5―1から5―3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、6―1から6―2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー6―1、大字下高野字志部〇〇〇〇番〇、畑、2,368㎡。ナンバー6―2、同じく〇〇〇〇番〇、畑、627㎡。合計2,995㎡。譲渡人、越谷市、被相続人、〇〇〇〇、相続財産管理人、〇〇〇〇。譲受人、行

以上でございます。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

なお、調査5項目につきましても問題ございませんでした。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

以上です。

ほかにございますか。よろしいですね。

議案第3号、ナンバー6-1から6-2、賛成の方の挙手をお願いします。

可決承認いたします。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

- 12 -

ナンバー 1、こちらは埼玉県農地中間管理事業に伴う案件でございます。利用権を設定する土地につきましては、大字遠野字西谷〇〇〇、田、560㎡です。設定する利用権の種類につきましては、賃貸借。内容、水田。令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間となっております。借賃につきましては、30キログラム相当です。利用権を設定する者、本島、〇〇〇〇でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては調査報告はございませんので、ご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ってよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第4号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

ナンバー1、こちらにつきましては、先ほど議案第4号で農地中間管理事業に借り受けた土地を配分される形になっております。簡単に説明しますと、こちらの賃借権設定を受ける者、〇〇〇が560㎡を引き受ける形でございます。こちらにつきましては、妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましても調査報告はございません。

ご質疑を受けますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第5号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1、大字佐左エ門字四町田〇〇〇番、田、376㎡。賃貸人、佐左エ門、〇〇〇〇。賃借人、佐左エ門、〇〇〇〇。こちら令和4年3月9日付で受け付けております。

続きまして、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー 1、倉松 3 丁目〇〇番〇、畑、12㎡。申請人、倉松 3 丁目、〇〇〇〇〇。転用目的、住宅敷地拡張。こちらは、令和 4 年 3 月 9 日付で受け付けております。

続きまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー 1、高野台西 1 丁目〇〇番〇〇、畑、165㎡。譲渡人、久喜市、〇〇〇〇。譲受人、東京都練馬区、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建て売り住宅。こちら令和 4 年 2 月 28 日付で受け付けております。

以上でございます。

○**会長** 議案と専決報告、ここまで終わりました。

◎閉会の宣告

○**副会長** それでは、これをもちまして第 3 回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、4 月 25 日月曜日 15 時より、ここと同じ場所で予定しております。

本日は大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年3月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 増 田 隆 司

署 名 委 員 今 野 秀 明